

## WHOドラフトガイドラインに準拠した当院の医療安全の取組み

### —医療事故調査制度の施行に当たって—

当院では、世界基準の WHO ドラフトガイドラインに準拠して、医療安全の確保・推進の取組みを行っております。世界基準においては、医療安全のための諸活動の資料類は開示されていません。そこで、当院も「医療安全管理指針」及び「診療記録開示手続規程」において、下記の内容の非開示特約を定めております。患者さん及びご家族の方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### ■医療安全管理指針より抜粋

医療安全活動資料は、いずれも当院内部の医療安全のためだけのものであり、医療安全の目的で連携する院外調査委員会や第三者機関の収集情報・調査・議論等の一切も同様に当院内部のためだけのものとなり、開設者、院長、医療安全委員会、各委員、関係職員その他すべての当院の職員は、患者、家族関係者、裁判所、行政機関、警察と報道機関も含め当院の外部に開示することができない。患者、家族関係者は、事故調査報告書など医療安全活動資料の一部を特に開示された場合といえども、これを裁判所に提出して民事訴訟の証拠としてはならない。

#### ■医療事故調査委員会規程より抜粋

医療事故調査資料は、いずれも当院内部の医療安全のためだけのものであり、医療安全の目的で連携する院外調査委員会や第三者機関（医療事故調査・支援センター、医療事故調査等支援団体）の収集情報・調査・議論等の一切も同様に当院内部の医療安全のためだけのものとなり、開設者、院長、医療安全委員会、事故調査委員会、各委員、関係職員その他すべての当院の職員並びに、院外調査委員会、第三者機関及びそれらの職員は、患者、家族関係者、裁判所、行政機関、警察と報道機関も含め当院の外部に開示することができない。患者、家族関係者は、事故調査報告書など医療事故調査資料の一部を特に開示された場合といえども、これを裁判所に提出して民事訴訟の証拠としてはならない。

#### ■診療記録開示手続規程より抜粋

診療記録以外の資料、特に医療安全目的で作成した資料は非開示とする。

平成27年9月1日

医療機関満岡内科・循環器科

院長 満岡渉